

令和2年3月

美里町教育委員会定例会議事録

令和2年3月教育委員会定例会議

日 時 令和2年3月26日（木曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202会議室

出席者 教育委員（4名）

|     |          |         |
|-----|----------|---------|
|     | 教 育 長    | 大 友 義 孝 |
| 1 番 | 教育長職務代理者 | 後 藤 眞 琴 |
| 2 番 | 委 員      | 成 澤 明 子 |
| 3 番 | 委 員      | 留 守 広 行 |
| 4 番 | 委 員      | 大 森 真智子 |

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼  
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

説明員

学校教育専門指導員 忽 那 正 範

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

教育総務課主事 伊 藤 大 樹

傍聴者 なし

---

議事日程

- ・ 令和2年2月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

- 第 3 報告第 38 号 令和元年度美里町議会 3 月会議について
- 第 4 報告第 39 号 区域外就学について
- ・ 協議
- 第 5 いじめ・不登校対策及び生徒指導（2 月分）について
- 第 6 基礎学力向上等について
- 第 7 学校再編について
- ・ 審議事項
- 第 8 議案第 25 号 美里町教育委員会職員の人事異動について
- 第 9 議案第 26 号 学校医の委嘱について
- 第 10 議案第 27 号 学校歯科医の委嘱について
- 第 11 議案第 28 号 学校薬剤師の委嘱について
- 第 12 議案第 29 号 美里町学校教育専門指導員の選任について
- 第 13 議案第 30 号 美里町青少年教育専門員の選任について
- 第 14 議案第 31 号 美里町特別支援教育専門員の選任について
- 第 15 議案第 32 号 美里町近代文化館運営審議会委員の委嘱について
- 第 16 議案第 33 号 美里町文化財保護委員の委嘱について
- 第 17 議案第 34 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について
- 第 18 議案第 35 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する訓令について
- ・ その他
- 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する訓令について
- 行事予定等について
- 小中学校入学式及び幼稚園入園式について
- 令和 2 年 4 月教育委員会定例会の開催日について
- ・ 資料（配付のみ）
- 令和 2 年度保・幼・小・中に関わる主な行事予定
-

## 本日の会議に付した事件

- ・ 令和2年2月教育委員会定例会議事録の承認

### 第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

### 第 2 教育長報告

### 第 3 報告第38号 令和元年度美里町議会3月会議について

### 第 4 報告第39号 区域外就学について

- ・ 協議

### 第 5 いじめ・不登校対策及び生徒指導（2月分）について

### 第 6 基礎学力向上等について

### 第 7 学校再編について

- ・ 審議事項

### 第 8 議案第25号 美里町教育委員会職員の人事異動について

### 第 9 議案第26号 学校医の委嘱について

### 第10 議案第27号 学校歯科医の委嘱について

### 第11 議案第28号 学校薬剤師の委嘱について

### 第12 議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任について

### 第13 議案第30号 美里町青少年教育専門員の選任について

### 第14 議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任について

### 第15 議案第32号 美里町近代文化館運営審議会委員の委嘱について

### 第16 議案第33号 美里町文化財保護委員の委嘱について

### 第17 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

### 第18 議案第35号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する訓令について

- ・ その他

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する訓令について

行事予定等について

小中学校入学式及び幼稚園入園式について

## 令和2年4月教育委員会定例会の開催日について

### 【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告

第 2 教育長報告（学校における事件・事故について）【秘密会】

第 4 報告第39号 区域外就学について【秘密会】

- ・ 協議

第 5 いじめ・不登校対策及び生徒指導（2月分）について【秘密会】

第 6 基礎学力向上等について

- ・ 審議事項

第 8 議案第25号 美里町教育委員会職員の人事異動について【秘密会】

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

3月の教育委員会の定例会の開催になりました。委員の皆様方には小学校、中学校、それから幼稚園におきます修了式、卒業式に御出席いただきましてまことにありがとうございました。

新型コロナウイルス感染予防のために、大分縮小した式ということになったわけですが、やはり普通の行事とは違う、やはり式典という意味合から、いろいろな学校でいろいろな趣向を凝らして卒業式に臨んだということでございます。

保護者の皆様方からは参加させていただいてありがとうございましたというお声を大分頂戴いたしました。やはり、宮城県内におきましても、保護者の皆様方の出席を見合わせた学校もあったわけですが、本町におきましては、保護者の皆様に出席をいただいたということございまして、そのようなお話があったということでございます。

委員の皆様には報告をさせていただきたいと思っております。

また、今後におきましてもいろいろな対応をしなければならないことがございますので、今日はその協議などをさせていただきたいというふうに考えてございます。

教育委員会定例会にあっても密室、そして近くでの会話、換気等々の関係もありますので、その3原則には抵触しない範囲で会議に臨んでいきたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和2年3月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長、教育総務課長、教育総務課課長補佐が出席をいたしております。一部の事項におきまして学校教育専門指導員、青少年教育相談員が入室いたしますので、よろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、会議を行います。

まず、令和2年2月に行われました臨時会と定例会の会議録でございますが、この承認ということでございます。委員の皆様方には事前にお目通しをいただいたというふうに思いますが、修正のほうの連絡については、課長補佐、連絡をいただいておりますでしょうか。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 本日、修正箇所何点かございまして、そちらの誤字脱字等を修正した上で承認いただければ、その後署名、情報公開の手続きをさせていただきたいと思っております。

○教育長（大友義孝） わかりました。一部修正があるということでございますが、修正したも

ので承認をしていただければというふうに考えます。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、2月に行われました臨時会と定例会の会議録につきましては、承認をいただいたというところでございます。

手続等よろしくお願ひ申し上げます。

---

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

教育委員会の会議規則の中で教育長が指名するというところでございます。今回の会議に当たっては、1番後藤委員さん、2番成澤委員さんにお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。

---

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

教育長の報告につきましては、新型コロナウイルス感染予防対策における本部の会議等々がございましたので、それもあわせて今日報告させていただきたいということで、事前の配付につきましてもはかないませんでした。大変申しわけございませんでした。

それでは、資料のほうをお手元のほうに出していただきまして、主な報告事項として4点掲げてございます。

この1つ目ですが、(1) 新型コロナウイルス感染予防対策におけるこれまでの対応ということで、小学校、中学校の分、それから幼稚園、図書館、これは近代文学館を含みます。郷土資料館、その他ということで、これが町の公共施設にかかわる分、全体的な部分でございまして、その部分が3ページのほうにございます。

以上のような形で、コロナに対応させていただいてきたという部分でございます。

なお、小中学校、幼稚園におきます部分に関しましては、臨時の教育委員会も開催していただきまして、協議をさせていただきました。

それを受けての行動ということになってございます。これをまずは報告申し上げたいと思います。

それから、(2)番目としまして、今後の対応ということでございます。

1)番目から4)番目までございますけれども、まず、1)番目の学校行事等への対応というところでございます。これ、6ページのほうをお開きいただきたいと思いますが、こちらのほうの部分については、教育長の報告の中でありまして、教育総務課長のほうから説明を申し上げたいというふうに思いますので、課長よろしくお願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) それでは、説明をさせていただきます。

昨日校長会議を15時30分から開催させていただきまして、まずは、大崎市のほうで対応についてつくったものを参考に作成したたたき台を、協議資料をおつくりいたしまして、それについて御協議をいただいたというようなところでございます。

それで、その結果、調整したものを本日お配りしているというところでございます。

なお、1点目でございます。新学期の対応についてということで、(1)始業式、入学式等新学期への対応は、年間計画のとおり準備を進めるというところでございます。

2つ目といたしまして、入学式の取り扱いは次のとおりとするということで、①といたしまして、式典はできるだけ短縮となるよう工夫する。2つ目が出席者は新入児童生徒、保護者、学校等関係者のみとすると。ただし、保護者の出席は最大2名とすると。3つ目が発熱やせき等の症状のある方、または入学式前2週間前に感染が拡大している地域へ旅行(出張等を含む)した方は式典出席を遠慮していただく。4つ目が出席の際はマスクの着用に御協力を願う。また、会場入り口に設置するアルコール消毒液による手の消毒をお願いする。5つ目が式典終了後の保護者が同席する学級活動等は、感染予防対策(密閉、密集、近距離等)に配慮した実施方法等を検討すると。そして、この対応につきまして、保護者へ通知する必要があるということにして、これにつきましては、教育総務課のほうではがきを作成して、保護者宛てにこの内容を保護者宛てにしたものを通知していくというふうなところで考えているところでございます。

続きまして、大きな2つ目の学年末、学年始休業日中の生徒への対応についてということでございます。これにつきましては、実は2つほど項目がございました。お手元ですね。1つは、

生徒等の学習習慣、生活習慣の乱れ等に配慮するために、3日程度学校を開放するというようなところを書いたものをお配りしております。そして、3日ほど活動させてと、お休み中ですね。そういうところで昨日調整をさせていただいたんですが、やはり移動時期等々にもなる。あと、児童生徒の管理というか、やはり目が届かない部分も出てくるのではないかとというような、そういうお話もありまして、協議の結果、それにつきましては、ちょっと対応難しいということで、その部分につきましては、対応しないというようなところで整理をさせていただいたというようなところでございます。

それで、こちらに記載しているのがこれは部活動の部分でございます。ちょっと今の開放にもかかわる部分があるんですが、中学校における部活動については、令和元年4月1日から再開すると。これは、中学校の校長先生からの要望もございまして、通常ですと8日から施設開放というか、利用につきましては、4月8日からということで子供たちの場合ですね、しておるのですが、学校の開始とあわせてということにしているのですが、部活動については、ぜひやらせていただきたいというようなことがありまして、ただし、ここに書いてありますけれども、学校内での活用、活動と。先生方がしっかりついてやるというところで、練習試合とか、ほかの施設を借りてというような活動ではなく、それぞれの学校内での活動ということで行うということで整理をさせていただいているところでございます。

3つ目といたしましては、各種行事等への対応についてということで、(1)といたしまして、夏季休業日前に実施予定の宿泊を伴うもの及び不特定多数の人と接触する機会が想定されるもの(修学旅行、花山合宿等)、これらの行事は日程を再検討すると。また、校外学習についても実施場所、方法等を十分に検討するというところでございます。

2つ目が運動会は、今後の感染状況を勘案しながら実施の可否、形態等を検討するというところで、小学校の運動会につきましては、早く実施されるということもございまして、これもそんなに時間を置かないで判断しなければならないと。4月には判断しなければならないということで、今後検討を進めていくというお話がございました。

続きまして、その他といたしまして、(1)学習参観、学年PTAは中止、PTA総会は資料の配布のみとするという形で整理をさせていただいているところでございます。

2つ目が感染拡大等により、国から臨時休業措置や活動自粛の要請があった場合は、後日改めて方針等を決定し、各学校に通知するというところでございます。

続きまして、最後になります。学校に登校する際には、朝、家庭で検温し、その結果を検温表、仮称でございましてけれども、健康確認表に記入し、担任に提出することというところで整

理をさせていただいているところでございます。

この校長会議に先立ちまして、メール、ファックスで原案を見ていただいて、お寄せいただいた御意見等につきましては、全てお含みの上というか、事前説明をさせていただいた上で協議して調整した結果、このような形で整理をさせていただいたというところでございます。

あと、家でも検温もだけれども、学校での検温、そういう部分も必要ではないかというような話もありまして、その話も出たのですが、今体温計ですか、メールにもあったんですけども、おでこにピッとやるやつ、そういうものがあって、今その物自体がなかなか手に入らないというところもありまして、あと、南郷病院の話ですと、大分誤差があるということで、何か1度ぐらいあるのではないかと。1度だと大分違いますので、余りそういうものだと、ちょっとなかなか十分ではないのではないかと。ただ、これも正確な情報かどうかはちょっと確認いたしておりませんので、ただ、その辺も情報収集しながら、やはり子供たちの健康管理ですか、しっかりとした確認、チェック体制を整えていく必要があるのではないかと。

まずは、家でしっかり体温を測定していただくと。あとは、そこから漏れるというんですね。例えば家に体温計がないとか、やってこなかったとか、そういうものに対する対応については、ちょっと正確には会議の中ではちょっとまとめ切れていないのですが、その対応も必要になってくるのではないかとというようなところでございます。

ざっとの話で恐縮でございますけれども、以上でございます。

○教育長（大友義孝） この中で、大きい3つ目の（1）番目の修学旅行の関係ですが、直近で南郷中学校が4月20日からの予定でした。5月20日からは小牛田中学校と不動堂中学校だったんですが、予約等の問題もありまして、旅行会社さんと相談した結果、秋に延期ということで、予約も既にとられているという状況でございます。

それから、小学校では、ちょっとおそい時期、秋の時期が主なんですけれども、一番早いのが南郷小学校の修学旅行なんですけど、こちらも秋に延期するような形で、旅行会社さんのほうでは予約済みというふうになっているようです。

ただし、小学校は福島県の会津若松近辺と、それから、中学校は東京都なんです。それで、秋までにこれが落ち着くかどうか。それから、行き先も方面も含めてなんですけれども、状況を見守るしかないということでありまして、とりあえずは延期していると。

そこで考えられるのがキャンセル料が発生するのということだったんですが、それは発生はしないで、旅行会社さんのほうで対応をしていただくということのようでございます。

後でちょっと委員の皆様方から御意見を頂戴するところもありますが、まず、報告事項を先

に、進ませていただきます。

(2) 番目の新型コロナウイルス関係につきましては、2) は図書館の関係、3) 番目は郷土資料館の関係、4) 番目は、体育施設の開放、こちらのほうもでございます。このような形で取り組みを行っていきたいというところでございます。

(3) 番目の学校における事件・事故等でございますが、資料については非開示資料ということになりまして、7ページになりますが、さきに報告しております以降の分で、ここに並べておりますが、まず、発生の年号がHというふうになっておりまして、まだRに変換する機能を私なかなか変換できなくて、申しわけございませんが、Hのままで出ささせていただいておりますので、これはRということで修正をお願い申し上げたいと思います。

このように、小学校、中学校、幼稚園でも事件、事故等が発生しておりまして、なかなか小田警察署にお世話になっているものもありますが、まだ解決には至っていないというところもございまして、一番上の関係につきましても、犯人の特定までは至っていないというところもございまして。

それから、上から2つ目の部分については、交通違反なんですけど、もともと標識の設置が悪いという部分もありまして、私が遠田警察署のほうに申し入れをさせていただいております。つけかえ看板など、ちょっとお願い申し上げましたが、違反の取り消しには至らなかったと、残念でした。それから、けがの部分については、原因はわからなかったんですけども、速やかに病院のほうに行っております。それから、それ以外の交通事故については、これ被害者として、とまっているところに後ろから来られたということでございまして、こちらが悪いわけではないということです。それから、事件にかかわる部分についての処理は、これは既に終わっているということでございます。

最後に、一番下の部分ですが、最近起きた部分でございまして、前にもあったんですが、どうも同じ方が何度も県教委のほうにメール送信されているようです。内容は同じ内容でございます。

という、学校における事件、事故等が発生しており、それぞれ対応はしているというところでございます。

次に、(4) その他なんですけど、これは後ほど教育次長から報告がありますので、議会の3月議会の関係でございまして、一般質問の中で資料の8ページになるんですけど、ちょっと不穏当な発言ではないかということで、申し入れを私行いました。教育長に対して言われたのではなくて、ここにあるとおり、教育委員会、つまり職員も委員さんも含めて、教育委員会にかかわ

る全員に対しての発言というふうな捉え方をしておりましたので、終わってから議長のほうに申し入れをさせていただきました。ところが、本人はこのとおりでなんだということで、撤回はされませんでした。

ただ、そこで私は、委員の皆さんには御報告を申し上げなくてはなりませんし、恐らく議員さんは心配してこのような発言になったのではないかということなんですよねと言いましたら、そのとおりだということでございましたので、委員の皆様方御理解をいただきたいというふうに願います。

では最後に、大きな説明ですが、主な行事、それから会議等の2月、3月開催していた予定を組んでおりますけれども、このようなことで、3月はしてきたということでございます。中には中止という部分もありますが、これはコロナウイルス感染予防のために中止したということでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上、教育長の報告とさせていただきますが、委員の皆様方から御質問、御意見頂戴したいと思います。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません。1点だけよろしいでしょうか。

先ほど私が説明させていただいた6ページの中で、大きな2番目の（1）の月日が「令和元年」と書いてございましたが、これは「令和2年」の間違いでございます。これを訂正いただきたいというふうに思います。

○教育長（大友義孝） 令和元年と令和2年と、訂正をお願いいたします。

いかがでしょうか。御意見、御質問。どうぞお願いします。

○委員（後藤眞琴） この事件、事故等についての最後のハラスメントの、先生がしていたら子供たちにハラスメントすると言えなくなる……。

○教育長（大友義孝） わかりました。こちらは、PTAの皆さん、役員の皆さんとも共有を図っております。事実がそうなるかと、事実誤認のようなところも結構あって、周りの人が、周りの人というのは町内ではないんです。町外の方が大分こういう人がいるので気をつけるようにというふうな忠告の意味でメールを県教委のほうに送られているという内容です。

すごく熱心な先生ですね。（発言あり）

これは、非開示資料なので、会議を閉じた後お話をさせていただきたいと思います。

本来であれば、非公開の会議ということに、この部分に関して言えばさせていただきたいんですが、公の場で今申し上げておりますので、なかなか中身まで申し上げにくいというところ

でございます。（「非開示にして」の声あり）

では、休憩のほうがいいのかな。（「お願いします」の声あり）そうですね。

では、報告を今させていただきましたので、これに非公開ということで、ちょっと会議のほうは続けさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、詳細の部分についてお話を申し上げます。

---

---

○教育長（大友義孝） 会議を公開に戻します。

以上、教育長の報告でございましたが、御意見、御質問等ほかにございますか。

なければ、次に進ませていただいてよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

---

日程 第3 報告第38号 令和元年度美里町議会3月会議について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第3、報告第38号 令和元年度美里町議会3月会議について御報告をさせていただきます。では、教育次長のほうからお願いいたします。

○教育次長（佐々木信幸） 3月会議についての資料につきましては、事前にお配りさせていただきました。冊子になっているものが1つございます。それから、本日配付をさせていただきました、同じ報告第38号というのが左上についております、紙2枚をとじてあるものがございますので、そちらを参考にごらんいただきたいと思います。

まず、冊子のほうからお話をさせていただきます。

美里町議会3月会議につきましては、3月4日から3月23日までの日程で開催をされております。

その中で、3月4日から6日にかけて、3日間一般質問がございましたので、その対応

につきまして、資料を刷らせていただきました。各議員からの一般質問の通告、それに対する町あるいは教育委員会の答弁ということで作らせていただいたものを事前にお配りしておりますので、内容の説明は省略させていただきたいと思いますが、一部再質問等がございましたものについて、報告をさせていただきます。

まず、第1日目の1人目、福田淑子議員からの学校給食のパンからグリホサートが検出されたことについての質問内容、答弁については資料のとおりでございますが、その後グリホサートの検査について、福田議員のほうから要望がありまして、それに対して教育長の答弁の中で学校給食会に申し入れをするべきだという福田議員からの最後の質問に対して、本町だけでなく他の教育委員会とも相談しながら対応をさせていただくというふうな答弁をしております。

それから、2番目の柳田議員については、感染症対策について、新型コロナウイルスの質問がございました。質問と答弁内容については、教育委員会にかかわるものを載せてございます。この中で、答弁の中で、この時期に小学校の低学年、1年生から3年生の受け入れを検討しているということで、各学校で保護者の方に相談を受ける体制を整えておりますというお話をさせていただいております。

それから、施設に関しましては、この時点では、図書館と郷土資料館はまだ開館しておりますので、現在開館しておりますと。ただ、図書館については、貸し出しと返却のみで、閲覧は御遠慮していただいておりますというふうな報告をさせていただいているところです。

3番目の手島牧世議員ですが、1つ目の学校再編について、これは町長と教育長2人からの答弁がございまして、質問と答弁内容につきましては、資料のとおりでございます。

それで、この中で、町長に対して3つの中学校を再編し1つにするということをいつ判断したのかという質問がございまして、それに対して町長は、5月24日、教育委員会から財産取得の申し入れがあったときに自身が判断をしたというふうな答弁をこの議会でしているところでございます。

それから2つ目の質問、ICT教育についてですけれども、質問と答弁の内容は資料のとおりで、その中に令和2年度でパソコンルームのパソコンにつきましては、タブレット型に切りかえていきますという答弁をしておりますけれども、パソコンのみなのかという御質問がありまして、それに対しまして、国の現在進めているGIGAスクール構想というのがございまして、それは生徒児童1人に1台の端末のという国の考えがございまして、それに向けて、現在どうか、今後検討していきますという回答をしているところでございます。

2日目に入りまして、3月5日、一般質問の鈴木宏通議員でございますが、教育行政につい

での質問がございまして、その中で答弁しておりました2学期制の導入につきまして再質問がありまして、いつからの導入を検討しているのかという質問がありまして、令和3年度を予定して進めていくということで答えております。

それから、特別支援教育についての「手をつなぐ親の会」につきまして、これは教育委員会、健康福祉課両方から答弁をさせていただいておりますけれども、最終的には健康福祉課のほうから地域との交流を図りながら今後進めさせていただくということでお答えをしているところです。

2人目の前原吉宏議員ですけれども、新中学校整備民間活力導入可能性調査について質問がございまして、これにつきましては、町長が答弁をしておりますが、この再質問の中でPFIの選定についてのスケジュールについて質問がございまして、これに対しましては、教育総務課長から夏場ぐらいまで実施方針と要求水準を作成し、応募期間、3か月から4か月程度をかけまして、年内には選定をしたいというふうにお答えをしているところでございます。

3日目に入りまして、お二人の議員から御質問がありましたが、主な内容は、資料でお示したとおりでございます。

一般質問につきましては、以上でございます。

その後、3月の補正予算がありましたけれども、その内容につきましては、2月の定例会でお示しをしたとおりでございます。可決をいただいておりますので、報告をいたします。

それから、2つ目の資料としてつけました、本日配付の資料ですが、3月議会では先ほどの冊子の資料の最後のページに議会日程がありますけれども、主に新年度予算の予算審査というのがございまして、分科会ごとに審査を受けます。それで、その内容について最終日の23日に各分科会の委員長から特別委員会の委員長である副議長に報告があります。この予算についてはこういうところを考えてくれとか、意見が付されまして原案を可決するというふうな流れになるのですが、その各分科会、2つございますけれども、教育民生と総務建設産業ですか、2つの分科会に分かれて審査するんですが、我々の教育委員会のほうは教育民生分科会というところで予算審査を受けております。

最終日にその2つの分科会から意見を提出されまして、それを特別委員の委員長である我妻副議長がまとめて議長に報告をします。そのしたものが今回資料として提出されている、資料として出させていただいた書類になりますけれども、新年度予算につきましては、基本的に全て原案を可決するという意見でございますが、それぞれについて意見が付されております。

教育委員会に関する意見について、ちょっとお話をさせていただきますと、1枚目の一番最

後、1の歳入の③給食費納付金等の収納率向上を図られたい。これは、学校給食、幼稚園、それから、保育所も含めての給食費になりますが、納入の収納率向上を図られたいという御意見もごございます。

それから、2枚目になりますけれども、大きな9番、教育費についての意見ですが、学力向上になお一層努められたいというのが意見として付されてごございます。

文字としてつけられた意見はこの2つなのですけれども、口頭でさらに意見としてつけ加えられたものでございまして、1つは、学力向上や学び支援として努力はされてきておりますが、総合計画上の目標からは達成されていないと、下がっているというところで、この5年間総合計画をもとに進められてきたが、その結果的に目標からまだ離れているので、それを令和2年度末まで総合計画の最終年度ですね、令和2年度。令和2年度に総括をするべきであるという御意見をいただいております。

それから、教育施設、保育施設でのコロナウイルス対策、さらなる対策をお願いすると。

それから、不登校、いじめ対策についてなお一層取り組みをしていただきたいという御意見を口頭でつけ加えられております。

ということで、3月会議についての報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

つけ加えるところは、特にはないですが、まず、委員の皆さん御承知だと思いますが、美里町議会の構成といいますか、それを今教育次長がお話をしていただいたんですが、「ちょっとわかりにくかったかもしれません」の声あり）特別委員会とか分科会とか一体何だということですが、議会そのものの決定権というのは本会議で議員全員がいたところでの採決という形になりますが、美里町議会の場合には、特別委員会という、予算とか決算を審査するための特別委員会というのを設置されます。それは、議長を除く全議員が委員とする特別委員会なんですけれども、この特別委員会は全部で委員が16人なので、15人で構成する形です。15人中で大きく議会は常任委員会制をとっていて、2つの常任委員会があると。1つは、総務建設常任委員会、それから教育民生常任委員会と、この2つの常任委員会かあるんですが、この部分に分科会に置きかえまして、細かく予算の審査をしていただいているということなんです。

そうしますと、教育民生のほうについては、こちらのほうにも疑問があるんですけども、聞けないわけですね。直接聞けないということで、特別委員会を招集して、連合審査会というんですけども、こっちのグループの委員さんたちがこっちのほうの所管の質問をする。また、逆もある。それで、お互いに理解を深め合うということになります。

それを用いて特別委員会で裁決をするんですね。いいか悪いかということになるんですけども、そこが先ほど教育次長がいろいろと説明していただいた、報告した部分になってくるんです。

それで、いろいろな御意見がそのときに附帯意見として出てきたということになるわけですね。イコール、特別委員会での意見は議会の意見ではないわけですね。あくまで特別委員会の意見です。議会の意見というのは、それと報告を受けてここでそれでいいですねと承認した時点で意見が成立するということなんですね。

ですから、さっきの教育委員会に係る御意見も議会の意見として尊重していくということになります。

皆さん御承知だと思いますが、改めて復習の意味で今申し上げさせていただきました。

そのときに、1つ特別委員会の裁決のときに、動議という部分がございます、議案の修正動議が出されました。これは、予算を減額する修正動議です。その修正は何かというと、新中学校建設における関連予算を減額する修正動議でありましたが、提出委員のみ賛成で、1人だけ賛成ということになって、否決ですね。その後は進んだということでもございました。

以上のような経過が今回の議案、議会はあったと。美里町議会として初めての動議案件と。修正動議という部分については、初めてでありました。別な動議はいっぱいあったんですけども、修正動議というのは初めてのケースだということでもございます。

ちょっと議会の部分まで話をさせていただきました。

以上が議案第38号の報告ということになりますが、どうでしょうか。御質問。

○委員（後藤真琴） 最初の福田議員のグリホサートの発がん性のある除草剤の件なんですけれども、これは最初にもらった資料では国の動向を注視して適切に、この「適切」の意味がわからないので、聞こうと思っていたんですけども、適切に対応してまいりますと。それに対して、再質問で最終的には、他の教育委員会とも相談して対応していくというようなことだったかと思うんですけども、これ、発がん性物質が残留しているということなので、やっぱり、町長が子供たちは町の宝だと言っているんですよ。宝物に傷をつけるようなことをしてはまざいんではないかというのが僕の意見です。

それからもう一つは、手島議員さんからの質問で、いつ決めたのかという、町長が教育財産取得の申し出を受けた令和元年5月24日をもって1校にして新中学校を建設するという、これそういう答えに回答に対して、手島議員さんからは、これについては再質問がなかったんでしょうか。

○教育長（大友義孝） 私の記憶ではなかったようでしたが……（発言あり）

○委員（後藤真琴） なかったということで教育長さんから聞きましたので、

○教育長（大友義孝） ただ、一番最後に、一般会計予算の（「私の記憶でも格段なかったのではないかなと思いますね」の声あり）、一般会計予算の部分で、裁決するときに、討論の部分が例えばあるんですけれども、反対の討論をされておりました。反対討論の中身は、3つほどあったんですけれども、教育委員会にかかわる部分に関して言えば、今のような部分で、新中学校の基本構想は、教育委員会で決定していないんだという発言の趣旨なんですよ。

決定しないんだという理由なので、そこで無効だとまでは言っていないんですけれども、決定していないんだと。そういうものを認めるわけにはいかないというふうに私は思ったんですね。

○教育次長（佐々木信幸） この答弁に対しての質問の部分ですけれども、明文化されたものは、文章としていつ判断したかというのがわかるものがないのかというような御質問はあったと思いますが、それに対して、町長自身で判断したから、明文化されたものはないというふうに答えたいと思います。

それから、これは決定したのかという御質問があったんですけれども、最終的な決定は、その中学校の設置条例を議会に提出し、それを可決したとき議会が可決したときにそれは決定だというようなお話をしたところだと思います。

あとは、これが町長が判断したのか、学校再編に向けたことを町民に知らせるべきではないかという御質問に対しては、副町長がそれに関係する案件や予算などを一つ一つ議会に提案していきますというようなお答えをしていると思います。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

○委員（後藤真琴） 最初のグリホサートの件、ちょっと説明していただければと。

○教育長（大友義孝） グリホサートの件について、私が再質問でいただいたときに、このパンを利用している、使用しているのは町の学校給食だけではないので、全県下にまたがってしまうという大きな背景が、我が町だけの部分だけでも捉え方で、私はないんじゃないかということも思ったんですけれども、したがって、美里町教育委員会から学校給食会に申し入れは簡単にできるんですけれども、やはりそのことを教育長連絡会の中でも協議をしていただきながら、こういった状況にあるんだということを改めて認識をした上での申し入れというのも必要なのではないかと。そういうふう感じたんですね。

残留農薬の部分の言ってしまうと、学校給食で使われている食材そのものを、全て何百種類もある食材を全て検査、今たまたまパン出ていますけれども、大豆の原産、日本製だと思うん

ですけれども、しょうゆとか、そばとか、いろいろな部分使われていますから、それらも今度出てくるのではないかなというふうな背景あったんですけれども、ですから、美里町としては、確かに福田議員さんが心配されているような、美里産の小麦、だけは使えない。パン生地にならない小麦ですから、ただし、米粉パンについては、それに限らずですよ。米粉パンを使えばいいわけです。美里産の。

ということになってくると、給食費にどうしてもはね返りがくる。保護者の負担を強いることにもなるけれども、ここでまた一考しなきゃならないんですね。

よく周りの町村では給食費の無償化というものもありますから、そういったところにもどうしても踏み込まざるを得ないところというふうな、次々ステップを踏んでいかななくてはならないというふうに感じているところです。

ただ、どうでしょう。成澤委員さん。

○委員（成澤明子） 土地でとれた小麦粉、地粉と言われていて、道の駅でも売っているんですけれども、その地粉がパンをつくるのにはとてもいいんです。（「地粉が。とてもいいという言い方……」の声あり）それで、輸入されている小麦粉と地粉の成分とは、今ちょっとあやふやですけれども、違うんですね。

私はどうして土地の小麦粉を使わないのかなという疑問があったんですけれども、それは、例えばアメリカとかカナダから輸入しなければいけない。工業製品を輸出するから農業製品はじゃ買いなさいと言われて買う。そういうことでもって、やむ得ず輸入しているのかなと思っていたんですね。

それが1つと、もう一つは、やっぱりパンを幾つかの小中学校ですずっとつくっていくについては、安定した小麦粉の供給がなければいけないわけで、その安定供給が地元のものだけだと不安定だからかなと。その2つで輸入小麦を使っているというと思っていたんですけれども、（「なるほど」の声あり）たしか、パンをつくる上では何の差しさわりもないと思いますよ。

○教育長（大友義孝） いいですか。パンに関して、もしもいろいろと今までパンだけに集中してみたということはないんですけれども、私の誤解かもしれませんが、日本でつくられている小麦の中で、パン製品に合うものというのは銘柄が限られているみたいなんです。それで、美里で使われている銘柄は何なのかというと、産業振興課のほうに聞いたところ、もちろん小麦粉ですから、使えないわけではないんですよ。小麦粉ですから。ただ、おいしいか、おいしくないかというのは、いろいろなインターネットとかで出回っているのは、それを売るために多分そういうふうになっているところももしかしたらあるのかもしれないです。

ただ、それをやる上では、確かに高価な値段にはなってくるのではないかなというふうには考えていました。

それを額まで算定したわけじゃないので、もしかしたら、2円やそこらで、そんな値上がりで済むものなのか、もしくは倍ぐらいするものなのかというのは、なかなか算定したことがないので、わからないんですけども、ただ、地場産品を使うというのは一番いい方法だと思いますけれどもね。

○委員（成澤明子） どっちにしても、やっぱりグリホサートについて疑問だということを栄養士会であるとか、県だとかに言うということは1つ大きな意味があると思います。

○教育長（大友義孝） そうですね。やらないと、依頼はしないという答えたつもりはないので、もちろんやっぱり、議員が思われていて、心配だよという部分は私も同じなので、そこはやっていかなくちゃならないものというふうに思います。

後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） できるだけ、こういうもの、含まれているものは避けるように。そのためにいろいろ調査して、それでしかるべきところと、ほかの教育委員会にもこうしたほうがいいんじゃないかと。美里町の教育委員会としてはこう考えるんだということを主張していったほうが子供のことを考えたらいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） 留守委員さん、大森委員さんいかがですか。この件について。

○委員（留守広行） うちの町だけじゃなく、大分パンをつくられているという、やっぱり数量的な安定感を求めて輸入しているものを使っているということではないかなと思いますので、その中でもやっぱり口にするものですので、やはりゼロというのは難しいでしょうけれども、やっぱり正確に検査をして、安全安心のものという証明の中で子供たちに提供してほしいという願いでございます。

○教育長（大友義孝） 大森委員さんいかがですか。

○委員（大森真知子） 申しわけないですが、初めてこのグリホサートという言葉聞いて、そういうものがあるんだという認識でいたんですが、うちの娘は給食のパンはおいしい、おいしいと言ってまず食べているということが1つあるんですね。

それもおいしい、おいしいと言って食べてくれることは大前提として喜ばしいことではあるんですが、給食のパンに限ったことじゃなくて、これって多分コンビニで簡単いつも何食べようか、パンとかでも同じぐらいということですよ。

ちょっと、だから、もちろんないにこしたことはないというか、なので、普段コンビニで簡

単に買えてしまって、そこだけでもそういうふうに摂取しているのであれば、学校給食ぐらいは安全なものだとすごくありがたいなという希望はあるかなという感じはしました。

○教育長（大友義孝） 後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 食育の観点からもこういうものがあるんですよというようなことを子供たちにお話しすることもできますよね。食べ物にいろいろ注意していきましょとか、そういう観点からも僕はせめて学校給食ぐらいにはこういうものがないものを食べさせて……。

○教育長（大友義孝） じゃ、委員の皆さんからいろいろな御意見を頂戴いたしました。このパンの部分に関しては、いろいろとこれから調査も必要ですけれども、あと周りの教育委員会ともいろいろ話を詰めながら、できる限り食育の関係も含めて、美里町としては、地場産の小麦粉を使ったパンが望ましいのではないかなというふうな考え方でいるということで、検討させていただきたいと思います。

食育の問題で、学校給食だと何か最大で200日までいかない、180食ぐらいなんですね、実態はね。それが例えば365掛ける3分の180になると、パーセンテージになれば、18%から17%にしかならないんだけど、そこから発信を今度は御家族のほうにもしていかなければならないという、そういった背景を考えながら進めなくちゃ、そう思っています。

ありがとうございました。

では、報告第38号については以上でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、続きまして、日程第4、報告第39号でございますが、日程第4から日程第6までにつきましては、内容が秘密事項に当たるというふうに考えてございます。

1つ目は、日程第4のほうについては、個人名等々があります。それから、日程第5のほうにつきましては、個人名、まだできないんですが、学校名、イニシャルも入っております。それから、日程第6のほうについては学校名等細かく入っておりますから、この辺について秘密会に値するのではないかなというふうに考えております。

さらに、協議事項の日程第8でございますが、議案のほうです、こちらも秘密会にしたほうがいいのではないかなと思っておりますが、したがって、この日程第4から日程第8までの間で公開という部分は、日程第7だけになるわけですね。

そこで、この日程第7を先に協議をさせていただきまして、その後に秘密会にして、日程第4、日程第5、日程第6、日程第8というふうに進めたいと思っておりますが、こういう進行でいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、先に日程第7のほうを先に協議をさせていただきたいと思いますが、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。5分ぐらいちょっと休憩をさせていただきたいと思います。

休憩 午後2時46分

---

再開 午後2時50分

○教育長（大友義孝） 休憩を解きます。再開をさせていただきます。

---

#### 協議事項

日程 第7 学校再編について

○教育長（大友義孝） まず、協議事項であります日程第7、学校再編について協議をさせていただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課主事（伊藤大樹） 教育総務課の伊藤です。よろしくお願いします。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、ホチキスどめの美里町新中学校開校準備委員会設置要綱（案）についてですが、資料に誤りがありましたので、差し替え資料をお配りさせていただいております。

訂正箇所が第3条部分にある「委員の人数の区分」になりますので、順を追って説明させていただきます。

まず、差し替え資料の美里町新中学校開校準備委員会設置要綱（案）について説明させていただきます。

こちらの資料については、2月定例会で御協議いただいた後に3点ほど変更した部分があります。まず、1点目ですが、第1条の冒頭部分の「美里町立学校の設置に関する条例第4条に定める」とあったものを「条例の第4条により定める」という表記に変更しました。

2点目が差し替え資料で訂正を行った委員の部分になります。委員の人数を変更しておりま

して、住民の人数を2人ふやして「6人程度」としております。保護者について、3人ふやして「15人程度」と変更させていただきました。

3点目が別表の部分になるんですけども、P T A・通学検討部会という名前と、あとは協議事項の部分についてです。2月定例会まではP T A・通学住民連携検討会という名前でしたが、住民連携という部分については、教育課程にかかわっている部分が多いということで、教育課程を協議する中で住民連携についても協議することとさせていただきました。

また、田圃の中学校構想についても住民連携の要素が大きいため、教育課程の協議事項とあわせて協議することとさせていただきました。

この変更に伴って検討部会の内容を「P T A・通学検討部会」と修正しております。

続いて、A 3カラーの、その修正した部分について説明させていただきます。

こちらは、要綱案の第3条の2の人数を変更した部分から、あとは検討部会名、協議事項の変更部分を反映させたものになっております。

構成人数については、総務検討部会が住民と保護者を1人ずつふやしまして12人、P T A・通学検討部会が保護者を1人ふやしまして12人、学校運営・教育課程検討部会が住民と保護者を1人ずつふやしまして10人としておりまして、全体で34人とさせていただきました。

検討部会名と協議事項の修正した部分については、ごらんいただければと思います。

続いて、ユネスコスクールの資料について説明させていただきます。

詳細については、資料をごらんいただければと思いますので、内容について説明させていただきます。

まず、お配りしている資料の1枚目の部分に記載があるんですけども、ユネスコスクールとはユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を实践する学校とあります。

また、文科省及び日本ユネスコ国内委員会ではユネスコスクールを持続可能な開発のための教育、E d u c a t i o n f o r S u s t a i n a b l e D e v e l o p m e n tの略でE S Dと呼ばれているものの推進拠点として位置づけているとありまして、平成30年10月時点で1,116校の加盟校が日本にあるという状況になっております。

このユネスコスクールに加盟するためには、原則1年間以上のこのE S Dの取り組みを实践する期間が必要になりまして、新中学校においても加盟に向けた取り組みをしてはどうかという考えがありましたので、今回ユネスコスクールについての資料をお配りさせていただきました。

開校準備委員会としては、その取り組み内容について協議をしてはどうかというふうを考えております。

資料についての説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、大きく2つですね。準備委員会にかかわる変更点、それから、ユネスコスクールについての部分でございます。御意見ございませんでしょうか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 済みません。1点よろしいでしょうか。

（「はい。どうぞ」の声あり）

まず、ちょっとこれまでのお話ですけれども、ユネスコスクールということで、今担当のほうからお話をさせていただきました。

現在、次期総合計画、総合戦略の策定に向けた準備をしているところでございまして、現在の総合計画、総合戦略が令和2年度までということになってございまして、令和3年から新しい計画に変わるということがございます。

それに伴いまして、今その計画の見直しを行っているところなんですけど、今後令和3年度から5年間何を重点的にやっていくか、どういう取り組みをやっていくかというところがございまして、教育委員会の部分では大きいのが開校準備委員会の部分ではないかなと。あと、建設課で進めておりますけれども、建設の部分ですね。そういう部分になると思います。

そういう中で、現在文部科学省のほうでも国の教育振興基本計画の中にも載っているのですが、このESDの取り組みというのが非常に重要視されているというようなところでございまして、この取り組みを進めていったらどうかというところで、ちょっと事務局のほうでも考えまして、やはりもともと話が平和というところと、あとやはり広い視点で視野を広げて見る力というんですかね。いろいろな部分に目を向ける力という部分も必要なのではないかとこのところもございまして、まずこれをしっかりと検討しながら、開校が令和6年度を目指しておりますので、令和6年度にチャレンジ、エントリーをいたしまして、令和7年度には加盟できるような形というような目標を明確に持ちながら進めていくという取り組みもいいのではないかとこのところでも考えておりまして、今回追加でお話をさせていただいていると。

これにつきましては、教育課程の中にそういう視点を盛り込みながら取り組んでいく必要がございますので、この準備委員会の中の教育課程に関する部分というところで学校運営・教育課程検討部会の中で検討するような形で検討してはいかがかなというようなところで考えているというところがございます。

その辺の、この考えに対しましてもいろいろと御検討いただければというところでございます。  
以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

今伊藤主事と課長のほうから説明を受けましたが、まず最初に、開校準備委員会の設置にかかわる部分について何か御意見ございますか。後藤委員さんどうぞ。

○委員（後藤眞琴） 代表者会とかという、例えば学校名の選定、一般公募、次に、記入用紙の配布、回収と、こうなっていますけれども、これだけで、ほかのものが出てきた場合にはどう……、これしかないということなんですか。その他とか入れておけば、いろいろ議論する中で出てきた場合、扱えるじゃないかと思うんですけれども、いかがですかね。みんなその他……（「みんなですね」の声あり）

○教育長（大友義孝） こういうふうになってしまうと、限定的なものになるということですよ  
ね。

○教育長（大友義孝） どうでしょう。学校名の例えば（１）学校名の選定、丸として一般公募、ほかはないのかということの意味ですよ。そういうふうな捉え方もあるし、一般公募に限定したときは、記入用紙の配布、回収だけかというふうな、「等」もあるわけですよ。

中を見ると２通りになるのかなと思ったりしたんですけれども、そういう意味もあると。

これ、学校名の選定というのは、一般公募以外に考えていないという理解でいいのかな。この表だけを見てしまえば。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 基本的には、こちらで決める、この中で決めるとか、そういうことにはならないのではないかと想定ということで、広く募ってというところが基本になるのかなと。

○教育長（大友義孝） 一本釣りはしないよという意味ですよ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ただですね、この中で決めていただくというところがございますので、その中でそういう、いやこういう名前がいいということであればそれも考えなければならぬのではないかとということで、必ずこう一般公募かという、限定はできないのではないかなというふうには思いますけれども、（「何々などと……」の声あり）そうですね。そういう意図のほうがよろしいとは思いますが。

○教育長（大友義孝） ちょっとここ検討しますかね。そういったことも考えられるという要素から、ちょっと検討しましょう。

それから、ほかにお気づきの点。

- 委員（後藤眞琴） 田んぼの中学校、どこに入る……、前は、学校運営・教育課程検討部会に入って……
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これにつきましては、教育課程の部分の1つ、住民連携、あとは総合学習ですかね。総合学習っていうのは載せていないんですけども、今回この住民連携というところに入れたというところで、ちょっと表記はしていないんですが、
- 教育長（大友義孝） 田んぼの中学校ってインパクトあるように、表記あったほうが何かよさそうな気がするんだけどね。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、前回やっぱり名前も含めて、ちゃんとその内容を検討していただかなければならないというところだと思いますので、それをしっかりと決めながら盛り込んでいくというふうな形でもよろしいのかな。
- それから、流れとしてずっと入れてきておりますので、ここの教育課程のところにとりあえず名称を入れさせていただくかですね。
- 教育長（大友義孝） 仮称でも何でもいから（「仮称という形で」の声あり）（仮称）田んぼの中学校構想についてとか、インパクトあっていいんじゃないですか。まだ田んぼだけかと言われるけれども、
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。
- 済みません。じゃ、とりあえずここの教育課程の部分に入れさせていただくということでもよろしいですか。仮称なりにして。
- 教育長（大友義孝） 名称そのものは確定のものではないからね。構想的な部分を検討してもらおうという意味で、それが教育課程に反映されることが可能だという意味合いで検討してもらおうと……
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは、要綱には大きい項目が載っていくと。この表であらわしているものの、両括弧で書かれているものが要綱の中のこの別表の8条関係というところに出ていまして、その内容についてまでは要綱の中で定めない。この内容につきましては、少し弾力的に盛り込んでいったほうがよろしいというところだと思いますので、この図につきましては、参考というか、これから進めていく際の参考となるものですので、必要な要素はここに盛り込んでおいてもよろしいのではないかなとは思いますが、
- 教育長（大友義孝） 協議事項の内容の部分なんだよね。
- 教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。その中の1つということ

ですので、

○教育長（大友義孝） そこに加えることについては、何も問題はないんだよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。問題はないと思います。

○教育長（大友義孝） わかりました。

じゃ、そこはせっかくあれだけの構想を打ち出しているんだから、それは可能性を秘めた取り組みとして、検討部会の中で検討していただくためには、住民連携の部分でそれが必要だよ。あとは、総合学習の部分でもそれがリンクできないでしょうかというふうな意味合いから進めていただくというようなことでいかがかな。（発言あり）

じゃ、そのものを整理する形でいかがですか。よろしいですか。（発言あり）入れられるのであればね。

では、要綱のほうについては、これで最初の4月1日付でよいと思います。

○委員（留守広行） 要綱の代表者会なんですけれども、（1）から5までありますけれども、この代表者会で学校名等々を作業するというところでよろしいんですか。決定、最終決定じゃなくても、作業を含めてやるということ……

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、どういう手法でやるかということはこの代表者会でまず決めていただかなければならないと。それで、要綱の中では3つほど書かせていただいております、新中学校の名称、校章、校旗、校歌等に関することということで、基幹的な部分ですね。そういう部分についてまずお決めいただきたい。

あとは、ここはPFIで設計や建設、維持管理というところを進めていくという形になるんですが、その際に、基本計画をつくっておりますけれども、それが配置どおりにはならないのではないかと。やはり、これから設計していただくことによっていろいろなことを考えて、配置が決まっていくということになると思いますので、そのことについては、今の教育委員会でしっかりとここにかかわっていくということもありますので、教育委員会とこの準備委員会の代表者会で御議論いただきたいと。

あとは、その他必要な事項というふうになってございます。

それで、この項目につきましても、進める中でこういうことは基本的に決めていかなければならないのではないかとということであれば、そういうこともプラスになっていくのかなと。

あとは、まずは先ほどちょっと話は戻りますけれども、選定手法についてもそれぞれ決めて

いただくと。そして、それをもって例えば、一般公募をしていくという形になるのであれば、その事務等々の手続については、教育総務課のほうである程度作業していかなければならないのではないかとこのように考えております。

まずは、どういう手法で選定していくかということで、必要なことを御議論いただいて、必要な作業というんですかね、実際の事務については、教育委員会のほうでしっかりとサポートしながら進めていくというふうな形になるのではないかなと。

ただあと、開校準備委員会に任せっ切りというわけにもいかないと思いますので、その内容につきましては、常に教育委員会で確認をしながら、しっかり連携しながら進めていくという形をとって進めてまいりたいなというふうに思っております。

○教育長（大友義孝） これ、合併したときの決定の仕方、ちょっともう一回復習していかなければならないところがあるんですけども、例えば、学校名の選定、学校名の決定権者は誰なのというふうなところ、これは議会なんですね。つまりは、学校の設置に関する条例の中に、名称が入ります。何々町立何々中学校となるんですけども、それが議案として出てくるんですね。それで、可決をいただいたときに成立するので、議会の議決権になると私は思いますね。

それから、校章、校旗の部分に関しては、これは議会の議決行為ではないと思うんです。

だから、それに関係する最終的な判断者というふうになったときに、とどのつまりは学校の設置者ですから、設置者というのは町長ですね。ごめんなさい、地方公共団体なんですよ。学校の設置者は、教育委員会も含まれた地方公共団体。

だから、最終的には総合教育会議が最後なのかなというふうに私は思うんです。ちょっと調べないとわからない部分になります。

それから、校歌も同じです。施設の配置の部分に関しましては、さっきの学校名と同じだというふうに思いますし、校木、校花、学校のキャラクター等については、これは校章とか校旗の関係と同じではないかなと。

最終的な流れは、決め方については、この中で課長の説明の中でありましたように、どういった手法でそれを決めていくかということを決めて、その実務をやっていただいて、最終的にこうなりましたと。それをもって、提案ということになると、そこで決定だよというふうなことに多分分かれてくると思うんですけども、それを明確にしておく必要があると思うんですね。

それをちょっと調べていきたいというふうに思います。

○委員（後藤眞琴） 最初にお問い合わせしようかと思ったんですけども、要綱の第1条に美里町立

学校の設置に関する条例、この条例をちゃんと読んだことがないので、資料をください。

○教育長（大友義孝） 申しわけございません。これは、名称、設置場所等々がありますので、それは後で準備させていただきます。

伊藤さん、この準備お願いしますね。（「はい」の声あり）委員の皆さんに会議の終了までにもしのできるのであれば。（「はい」の声あり）

今のような流れで進めていきたいと思っておりますので、いかがですか。（「はい、わかりました」の声あり）

そのほかよろしいですか。これ、最終的には4月の施行をしながら実質的に今度は動いていくということになりますし、委員の選定作業という部分に今度入ってきますよね。新年度になって、新たなPTAの皆さんの構成も変わるだろうし、先生方も構成員も変わる。それを踏まえた上で選定に当たっていくという考え方でいいんですよね。（「はい」の声あり）でいいですね。（「はい」の声あり）

じゃ、そのような流れでいきたいというふうに思います。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと、構成員でございます。人数についてですけれども、なかなか明確にこうだというのがちょっとなかなかなくて、それで、人数も変えさせていただいてはいるんですが、ちょっと事務局の勝手なイメージなんです、一番下の小・中学校・幼稚園保護者及び元保護者ということで、ここの部分につきましては、6人程度、3人程度としておるんですけれども、これは、小学校区で一人ずつぐらい出てもらってはいかがかなというのが総務検討部会とPTA・通学検討部会、特に通学の部分につきましては、それぞれの地域から出ていただくことがよろしいのではないかとこのように思っています、あと全体的な交流の意味合いからも、総務検討部会のそれぞれから出ていただくことよろしいのかなというところで、6名程度という形にさせていただきました。

あと、学校運営・教育課程検討部会については、イメージとして、中学校区ということで3名でいかがかなというような考え方でございます。

それで、学校評議員と住民につきましては、それぞれこういう形にしておるんですが、あと学識経験者も同じ状態なのですが、教職員を2人、2人、3人としているんですけれども、ちょっとこの2人というのは特段なぜこうかというところはないのですが、1名ではあれなので2名入っていただいて、それぞれ主体につきましては、ある程度保護者なんですね。そういうところでもあるのかなと思いますけれども、教育課程につきましては、やはりそれぞれの中学校区で3名というところに入れさせていただいているところでございます。

この中で違うのが今は一番下の保護者関係の部分と教職員の関係という形になっておりまして、この件につきましては、事務局のほうでもまだすきっとしていないというか、よろしいのかなというところがございます。

○教育長（大友義孝） これは、何人程度というふうに示した以上は、どういうふうな選定なのか。それで7人ですという表をつくってみたいとわからない。そこに名前が入ってくる。例えば、小牛田小学校選出1人、中塚小学校選出1人というふうな、こういうふうな組み合わせの中でトータルが7人だと、ここの第3条の1号に該当する部分が7人はいますよというふうな、その構成表を出してみないと、なかなかあわせないと思うのね。

それをちょっと後で私もなかなかここまで手が及んでいなかったもので、次には示していききたいというふうには思いますので、あと、悩むところは、当然今のような、課長のお話のように、悩むところもあるので、これだというふうな完璧なやり方はないと思うので、ただ、今考えられるのは、中学校区とか、小学校一つ一つとか、そういった考えで絞らざるを得ないと思うので、それは内部の資料としてつくったらば、後は教育委員の皆さんに見ていただくというふうにしていただければと思います。

いかがですか。

○委員（後藤眞琴） 余り多くなっても話し合いが果たしてみんなの意見が出てくるかどうか。

○教育長（大友義孝） 代表者会と検討部会それぞれ検討部会があって、代表者会というのがあるから、そこに構成員の代表者会議だと11人程度というふうな見込みをしているわけなのでね。検討部会での構成があると、そこにすぐに入っていくから、だから、代表者会で11人というのは多くはないかなというふうに思ったりとか、いろいろな疑問点は出てくると思うんです。

だから、それは、いろいろ委員さんに選出していただくときまでにはちゃんとした形で整理しないとならないなどは思っています。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ありがとうございます。とりあえず、その程度ということで、幅があるというような理解で、あとはその状況に合わせて検討していくという理解で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） 成澤委員さん。

○委員（成澤明子） すみません。例えば総務検討部会の構成員は、町内小中学校教職員2人ということなんですが、総務検討部会の中身というのが開校式の企画であつたり、事前に学校間の交流活動をどうしようとか、それから、開校時の修学旅行の準備であるとかという、あるいは教材、備品の整理処分とかって、非常に学校の中のことがよくわかる人で構成したほうが

いいのかなという感じなんですけれども、その場合に、町内小中学校教職員が2人ということで、大丈夫なのかなと思いますね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） おっしゃられるとおりがなと私も思います。

○委員（成澤明子） 小・中学校・幼稚園保護者及び元保護者が6人ということなんですが、そこにも少し教職員を手厚く入れたほうがスムーズに話し合いが進むんじゃないかなと。学校の事情がわからないとなかなかできない部分があると思いますので、

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ちょっと、真ん中のこの通学の関係、PTA・通学の関係につきましても、やはり3人のほうがよろしいのかなというふうにちょっと、「通学、そうですね」の声あり）それぞれの学校で危険な箇所とか、そういうものを押さえていくというところもありますし、そういうところをちゃんとそれぞれから持ち寄って、そして検討していただくというところもよろしいのかなというところを考えますと、やはりこのあたりは3人という形で設定させていただいたほうが、何か根拠的にはおさまりがいいのかなというふうな、今お話を聞いて思ったところでございます。

○教育長（大友義孝） そういうところは、修正しながらやっていくと。

私は、要綱はなかなか曲げられないので、一回それを通してしまうと、このマックス状態の部分でいっているわけなので、その内訳としてこれが出てきているということだから、それは今の成澤委員のお話の中でもっともなお話なので、整理していきましょう。

○委員（後藤眞琴） 「程度」という言葉が入っているので、いろいろな解釈できるかと思えますね。

○教育長（大友義孝） 今のことを踏まえて、ちょっと進めさせていただきたいと思います。（「はい」の声あり）

いいですか。留守委員さん。

○委員（留守広行） この協議事項なんですけれども、総務検討部会の中に学校運営とかのほうに、こっちに入れてもいいのかなというのが何かあるような気がするんです。例えば、今部活動の事前の交流の中にこっちには部活動の種類検討と入っていますよね。そのほう、ちょっとこちらに入れてもいい……、検討の内容のほうもずらすのは大変なのかもしれませんが、そんな気がしました。

○教育長（大友義孝） 全部絡むので、余りふやし過ぎるとあれになっちゃいますから。

いろいろあるほうの総務検討部会でも学校運営の検討委員会もどうしても絡んじゃうんだけ

れども、どうなのでしょうね。一方でも進められないしね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長(佐藤功太郎) 先ほどもちょっとお話ししたんですが、この細かい部分についてはいろいろと今後検討して進めていける部分だと思いますので、この大きい両括弧の部分につきましては、ある程度基幹的なものなので、決めさせていただくと。

今おっしゃられたような部分につきましては、必要に応じて入れかえしたりとか、変えたりというところは、全然問題ないと思いますので、そこら辺は弾力的に対応できると思いますので、(「すみませんが」の声あり)

○教育長(大友義孝) じゃ、そういうふうな運用方法だな。やらなきゃならない項目はこのくらいあるということですよ。

よろしいですか。

では、もうちょっと手を加えて、お願いいたします。

では、日程第7の学校再編について、以上で協議が終了しました。

ここで一度休憩をとります。(「ユネスコスクールは」の声あり)

ユネスコスクールの、じゃ、御意見を頂戴いたします。どうぞ。

○委員(後藤眞琴) 僕は、これいいアイデアだなと思って。僕の経験から言わせてもらいますと、40ぐらいのときに、イギリスにちょっと長くいて、それで向こうの人と友達になったら、アフリカのことをたくさん出てくるんですよ。そうすると、地図見ればわかりますように、西ヨーロッパ、アフリカに近いですよ。向こうの人はアフリカと関係があるかもしれないけれども、僕日本人で、アフリカのことはほとんどわからない状態でいたんです。それで、ユネスコスクールに参加して、本当にいろいろな国の人、いろいろな国の人の言葉、そういうものがあるんだということを知るだけでも大したものじゃないかと思いますね。

それから、これもよく言われることなんですけれども、小学生、中学生、日本地図を見る場合に、日本が中心になった地図ですよ。ケニアに行ったらケニアが中心になっている地図なんですよ。その辺の視野も本当に広がって、これからはもう美里町だけでいいって、これが絶対だなんて考え方していたら、人間じゃなくなっちゃうかもしれませんので、視野を広げるという意味で、ぜひこれを取り入れていただければと思います。

○教育長(大友義孝) チャレンジ期間は少なくとも1年以上だから、途中でチャレンジを断念したら登録ならないということなので、なかなかそれをやるものというふうな認識で進まない、これからはっかくの学校ですからね。というふうな認識ではいるんですが、どうですか。委員の皆さん。

ちょっと分厚い資料なんですけれども、簡単に言えば、今後藤先生が言われたような内容だ  
と思っていますけれども、よろしいですね。こういった取り組みを進めていくという。

○委員（後藤眞琴） 伊藤さん、いいアイデアです。考えについてどうもありがとうございます。

○教育長（大友義孝） では、そういうことで、ユネスコスクールやっていくぞということですね。ありがとうございます。

以上で、じゃよろしいですか。学校再編について。（「はい」の声あり）

では、日程第7の学校再編の協議については、以上で終了いたします。

では、ここで暫時休憩をいたしまして、次に、先生方にも入っていただきますので。両先生  
と一緒に入っていただいでください。

では、休憩に入ります。

休憩 午後3時31分

---

再開 午後3時40分

○教育長（大友義孝） では、休憩を解きます。再開をさせていただきます。

それでは、ただいまから秘密会ということになりますので、傍聴の方への配慮をよろしくお  
願いいたします。

---

---

審議事項

日程 第9 議案第26号 学校医の委嘱について

○教育長（大友義孝） では、続いていきます。

日程第9、議案第26号 学校医の委嘱について、これより審議をさせていただきたいと思  
います。

事務局からの説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 私のほうから説明をさせていただきます。

議案第26号 学校医の委嘱についてです。こちらの9人の方、学校医の委嘱ですが、任期に

については令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなります。こちらのメンバーの方々については、昨年と同様となっております。

○教育長（大友義孝） 学校医の先生方は異動はないということの確認でよろしいんですね。

では、御質問ありますか…、ないですね。

では、これは人事案件という形のところもありますので、討論は省略いたします。

議案第26号 学校医の委嘱については、原案どおり承認いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、承認をいただきました。ありがとうございます。

---

日程 第10 議案第27号 学校歯科医の委嘱について

○教育長（大友義孝） 続きまして、議案第27号 学校歯科医の委嘱について、審議をさせていただきます。

では、事務局説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 引き続き、私のほうから説明をさせていただきます。

議案第27号 学校歯科医の委嘱についてでございます。

こちら、7名の方の委嘱についてですが、これについては、お一人変わられている方がおります。昨年ですと、高橋文一さん、高橋歯科診療所の院長先生ですね、こちらの方が今年3月をもちまして診療を廃止するというお話をいただいております。なので、そのかわりの方、一番下に書かれております須藤先生ですね。アップルタウン美里のあつぷる歯科の院長先生でございます。こちらをかわりにお願いしたいということでのご審議でございます。

○教育長（大友義孝） じゃ、以上が説明ということでございますが、どうでしょうか。御質問ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） いいの。（「大丈夫です」の声あり）

では、質問もなしということでございますので、討論は省略をいたします

議案第27号 学校歯科医の委嘱については、原案のとおり承認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、議案第27号は承認をいただきました。ありがとうございます。

---

日程 第11 議案第28号 学校薬剤師の委嘱について

○教育長（大友義孝） では、議案第28号 学校薬剤師の委嘱について、審議をさせていただきます。

では、事務局説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 引き続き、私のほうから説明いたします。

議案第28号 学校薬剤師の委嘱についてでございます。

こちらの方、4人の方も昨年と同様の方となっております。

任期についても令和2年4月1日から3年3月31日までとなっております。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

御質問ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質問なしということでございます。

討論は省略いたします。

議案第28号 学校薬剤師の委嘱につきましては、原案のとおり承認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、議案第28号については、原案どおり承認をいただきました。ありがとうございます。

---

日程 第12 議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任について

○教育長（大友義孝） 続いて、議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任についてお諮りをさせていただきます。

では、事務局から説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任についてでございます。

現在忽那先生が学校教育専門指導員として指導されておりますが、新たに、現在不動堂小学校の校長先生であります阿部 毅先生をお招きして選任したいと思っております。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなっております。以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、御質問を頂戴いたしたいと思えます。御質問ございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

質問なしということでございます。

人事案件ですので、討論は省略いたします。

議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任につきましては、原案のとおり承認させていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

議案第29号につきましては、承認をいただきました。ありがとうございました。

---

日程 第13 議案第30号 美里町青少年教育相談員の選任について

○教育長（大友義孝） 続いて、議案第30号 美里町青少年教育相談員の選任についてお諮りをさせていただきます。

まず、説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第30号 美里町青少年教育相談員の選任についてでございます。

現在、美里町教育相談員は、齋藤忠男先生がお務めされておりますが、現在特別教育支援教育専門員として活躍されております門脇宏先生をお招きして選任したいと思っております。

任期につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間となります。  
以上でございます。

○教育長（大友義孝） 御質問ございますか。（「なし」の声あり）

質問なしということでございます。

討論は省略いたします。

議案第30号 美里町青少年教育相談員の選任につきましては、原案のとおり承認させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

議案第30号につきましては、承認をいただきました。ありがとうございました。

---

日程 第14 議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任について

○教育長（大友義孝） 続いて、議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任についてでございます。

まず、説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任についてです。

こちらについては、現在門脇 宏さん、特別支援教育専門員として任期を務めされておりますが、不動堂中学校の教頭先生であります伊藤 淳先生をお招きして、4月1日から選任したいと思っております。以上でございます。

○教育長（大友義孝） 御質問ございますか。（「なし」の声あり）

質問なしということでございます。

討論は省略いたします。

議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任については、原案のとおり承認いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

○各委員 「異議なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

議案第31号については承認をいただきました。ありがとうございます。

---

日程 第15 議案第32号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） それでは、日程を私先ほど言わないでおったので、会議録等のところ、ちょっと議案の番号を言う前に日程の番号を言わなくてはならないのをうっかりで忘れておりましたので、調整のほうお願いいたします。

日程第15、議案第32号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、これより審議をさせていただきますと思います。

まず、説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） すみません。説明員として草刈館長をお呼びしなかったのですが、よろしいですか。

○教育長（大友義孝） では、ちょっと戻ります。

ちょっと休憩を挟んでいただきたいと思います。休憩いたします。

休憩 午後5時00分

---

再開 午後5時01分

○教育長（大友義孝） では、再開をいたします。

日程第15、議案第32号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱について、これより審議に入ります。

説明をしていただきたいと思います。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第32号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

こちらの方は、本来であれば10の方が委員として委嘱されるのですが、4月の校長会で推薦される学校教育関係者の方、今回の方が推薦される方がちょっと未定になっております。それ以外の方の9人の方については、4月1日から委嘱させたいということで、こちらのほうを提案させていただきました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

任期は、2年間という任期になるところでございますが、どうでしょうか。御質問ございますか。（「なし」の声あり）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

質問なしということでございます。

お諮りをさせていただきます。議案第32号 美里町近代文学館運営審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認したいと思います。御異議ございませんか。

○各委員 「異議なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 御異議なしということでございますので、承認していただきました。ありがとうございます。

---

日程 第16 議案第33号 美里町文化財保護委員の任命について

○教育長（大友義孝） 日程第16、議案第33号 美里町文化財保護委員の任命について審議に入りたいと思います。

説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第33号 美里町文化財保護委員の任命についてでございます。

こちらの方、6人の方、町内の方、学識経験者の方から選任させていただきたいと思っております。

こちらの任期につきましても、令和2年4月1日から2年間、令和4年3月31日までとなります。以上でございます。

○教育長（大友義孝） 御質問ございますか。（「なし」の声あり）

○教育長（大友義孝） 質問なしということでございます。

討論は省略いたします。

議案第33号 美里町文化財保護委員の任命について、原案のとおり承認したいと思います。これに御異議ございませんか。

○各委員 「異議なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 御異議なしということでございます。

議案第33号につきましては、御承認をいただきました。ありがとうございます。

---

日程 第17 議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第17、議案第34号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について審議させていただきます。議案の説明をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 引き続き、私のほうから御説明申し上げます。

議案第34号でございます。既にお配りしておりました資料の前に、本日ちょっとお配りした資料をちょっと厚みのあるものですが、そちらの資料をお手元のほうに、ちょっと下のほうごらんいただきたいと思います。

資料①、②、③、④、⑤までございますでしょうか。こちらの資料の中の③番、令和2年度から「会計年度任用職員制度が始まります」という資料、こちら一番わかりやすい資料かなと思ひまして、準備させていただきました。

お手元でございますでしょうか。（「はい」の声あり）

こちらの資料、1枚めくっていただいて、2ページ目に会計年度任用職員とはと書かれております。これまで採用方法等が法文上明確でなかった一般職の非常勤職員について、改正法により「会計年度任用職員」として位置づけを明確にし、任用、服務規律等整備を図るとともに、その処遇改善が図られます。

今回、非常勤職員の方が令和2年4月1日から制度がある程度変わります。その中身として、今回例規整備をさせていただいたということで、議案を提案させていただきました。

資料の④のほうごらんになってください。

美里町非常勤職員に関する規則というのが以前あったのですが、それを全部改正しまして、美里町会計年度任用職員に関する規則というものになっております。こちらはもう既に公布済みでございます。

非常勤職員の勤務形態についてかなり変わりました、そういった内容のものをあと細かにこちらのほうには改正させていただいております。

こちらの会計年度任用職員として制度が変わりますという大元になっている法律は、資料の①のほう、準備させていただいております。地方公務員法というものでございます。

では、本題のほうに入りまして、最初にお渡ししておりました資料、こちらの第34号のほうをごらんになっていただきたいと思います。

資料の1ページ、2ページ目につきましては、こちらについて公布文になります。実際このように改正しますよという公布文になりまして、こちらのほうちょっとわかりにくいかと思えますので、3ページ目以降のほうで御説明申し上げます。

非常勤職員に関する規則、教育委員会部局となっているものは、こちら3つになります。この3つを一度に改正しようということで、今回提案させております。

それからさらに、今までちょっと条文の中で文言とかがちょっとおかしいかな、ちょっと直したほうがいいかなというところも一緒に改正しております。

最初に、美里町学校教育専門指導員設置規則です。こちら一部改正となっております。

第1条で、現行では「設置」という見出しで入っておりますが、指導員を置くとなっておりますが、本来であればこの規則の趣旨からすると「趣旨」が適当かなと思います。なぜこの規則を定めるのかというものです。こちら、右側のほうに改正案として、この規則は学校教育の一層の充実強化を図るため、学校教育専門指導員（以下「指導員」という。）に関し必要な事項を定めるものであるという、こういった条文に改めさせていただこうと思っております。

それから、第2条で申し上げます。こちら、現行の規則では教育委員会が「選任する」となっておりますが、美里町教育委員会が「任命する」という言葉に改めさせていただこうと思っております。

こちらにつきましては、資料の⑤、すみません、ちょっと飛びます。資料の⑤です。

資料の⑤の後ろから2枚、最後のページとその前のページ、こちらのほうに参考となる条文を探してみると、第28条ですかね。第18条の第2項「市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く」と書かれております。

さらに、それを1ページめくっていただいて、第7項に「第1項及び第2項の職員は、教育委員会が任命する」というふうに記載されております。ここで「任命」という言葉を使っているので、新旧対照表に戻っていただいて、改正案として、「美里町教育委員会が任命する」、「選任」ではなくて「任命」という言葉を使わせていただきます。

この規則だけではなくて、ほかの規則でも同じように、「選任」という言葉や、いろいろな言葉を使っているので、今回「任命」ということで統一させていただこうかなと思っております。

次にいきます。第4条でございます。第4条は、本来の改正する趣旨の目的であります「非

常勤」という言葉をなくしまして、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する「会計年度任用職員」という言葉に改めてさせていただきたいと思います。

こちらの地方公務員法については、資料の①のほうで提示させていただいております。こちらの第22条をごらんいただければおわかりになるかと思っております。

勤務時間につきましても、「40時間」となっておりますが、こちらも現行に合わせて「週35時間」というふうに改正させていただこうと思っております。

1枚めくっていただいて、4ページになります。

第5条でございます。現行では第5条で「指導員の任期は、1年以内とする」となっておりますが、こちら、資料の④美里町会計年度任用職員に関する規則、こちら既に規則のほうは公布することになっているんですが、こちらのほうで会計年度任用職員は1年原則として任用するものとなっておりますので、もともとこちらの規則で定められたものをここで明記することはないということで、こちらは削除させていただこうと思っております。

次にいきます。5ページ目です。

美里町特別支援教育専門員設置規則の一部改正でございます。こちら新旧対照表をごらんになっていただきたいと思っております。

こちらの第1条を「(設置)」から「(趣旨)」にちょっと変えさせていただきます。先ほどの説明したとおりの内容で、規則に関してのなぜ規則をこちらでつくるのか、設置するのかという目的をこちらのほうで趣旨として改めさせていただきました。

それから、第2条につきましても同じように、「選任」から「任命」という言葉で統一させていただこうと思っております。

第4条につきましても、「非常勤」から「会計年度任用職員」という言葉に改めさせていただいております。

1枚めくっていただいて、6ページ目になります。

6ページの第5条、こちらの第5条の「任期」というところも現行では入っておりますが、改正案として削除させていただこうと思っております。

7ページ目です。

美里町部活動指導員設置規則です。こちらの規則も改正させていただこうと思っております。現行案では、第1条で「勤務時間その他の勤務条件に関して」と書かれておりますが、こちらにつきましても、もともとの例規のほうで明記されているところがございますので、あえてここに入れるところはないのではないかと思います、こちらのほうで削除させていただいております。

第2条につきましても、こちらも「非常勤」という言葉が入っておりますので、「会計年度任用職員」というところで改正させていただきます。

第3条につきましても、先ほどと同じように、今度は「任用」という言葉を使っているのですが、「任命」という言葉で統一させていただこうと思っています。

8ページ目に進みます。

第4条と第5条ですね。「任用期間」と「勤務時間等」というところで現行では入っているのですが、こちらもほかのところで規則でうたわれておりますので、こちらは省かせていただきたいと思えます。

最後になります。10ページになります。

美里町社会教育指導員設置規則というものがございました。こちら、もともと外部からお呼びして社会教育に関する計画とか事業とか行われていた方がおられたのですけれども、数年前から特にそういった方をお呼びすることなく、現在正規職員であります社会教育担当している職員で行っているところでございます。こちらの規則に関しては、今後使うようなことはない、あえてこちらが利用されることはないのではないかとということで、廃止という方向で提案させていただこうと思えます。

以上、議案第34号についての御説明を申し上げます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

御質問ございますか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） これ予習していて、全然意味、内容がわからなくて、申しわけないんですが、基本的な資料ちゃんとつけていただければありがたいなど。ですので、よろしくお願いします。（「はい」の声あり）

○教育長（大友義孝） 申しわけありませんでした。

どうぞ、成澤委員。

○委員（成澤明子） 要するに、地方自治法の一部が改正になったので、それに伴って直したということのようなんですが、1か所、議案第34号というものの8ページの下の方なんですが、新しいほうの第5条です。「指導員は、職務の遂行に当たって、故意又は重大な過失により」と、その「重大な」というのを入れたわけは、例えば具体的にそういったことがあったということなんでしょうか。

前の7条では「故意又は過失」、第5条になったときに「故意又は重大な過失」となっています。

○教育長（大友義孝） 質問です。回答。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） こちらにつきましては、ほかの例規もそうなんですけれども、この言葉を必ず使われています。「重大な過失」という、それで統一させていただいたということが1つなんです。やはりこちらの会計年度任用職員になるということで、その資料の中で資料の3番目です。資料の3番の8ページ、今までの非常勤職員から会計年度任用職員の制度に変わって、適用される社会保険、災害補償はかなり厚くなります。そういったことも強調するような意味を考えまして、こういった改正にさせていただいたところでございます。

○委員（後藤眞琴） こういう言葉の使い方、前に課長さんが出してくれた公用文の使い方になかったですか。一応これ、こういう意味だよという、一応見たんですけども、前に一度出していたのありましたよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。町の例規の。

○委員（後藤眞琴） それで、これはこういう意味ですよとか、あるかもしれないんですが、  
（「そうですね」の声あり）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。どうでしょう。これ、選任を全部任命に改めるということなんですよ。統一していくのかな。任命にという（「そうですね」の声あり）

会計年度任用職員という、任用でもいいんだよね。本当はね。会計年度任用職員と言ってますからね。だから、任用するでも別に構わない。それを「任命する」という意味は、任用よりも上位にあるのが任命というように言われているんだけど、人事院規則はごっちゃになっているんですよ。だから、はっきり言って、ごっちゃになっているということはどっちでもいいというようなことに相なるわけだけれども、そこの統一性をちゃんと町で持っていれば、それは統一性があるというふうには私は思っているんです。

○委員（後藤眞琴） ごっちゃになって、きちんと言葉の定義、確認したほうがよいですね。

○教育長（大友義孝） そうですね。特に、私は、任命というのは、ある管理職や役目につくよう命じること、国家公務員法では任命を任用より上位の概念として扱っている。ただ、人事院規則では、混用しているんです。という部分もあるわけですね。

じゃ、任用というのが文意は何でだと、何やと、これは正式任用と臨時的任用と、今度は2通りに分かれてきます。その内容もそれぞれ違ってきます。会計年度任用職員というふうには、漠然と言っているのであれば、任用するでもおかしくはないということなんですね。解釈の。それをあえて「任命」するに直すというのは、町ではやっていますよというふうな解釈で

私はよいのかと。あと、前にもあったんですけども、いろいろ委嘱又は任用するとかって、2つに書いてある意味、それぞれ理解しながら条例、規則、要綱いろいろ設定していかないとだめだというふうに思っていますので、そのことはしっかりと行っているなど私は感じました。

ただ、1つだけ確認したかったのは、会計年度任用職員という、その会計年度だから単年度ですよ。ここであえてさっき1年以内を限度とする。ただし、再任は妨げないというのを削除かけていますよね。かけることになりますよね。それは、会計年度任用職員の町の規則とか、そういった中で規定されているところがあるかどうかというのをちょっと探し切れないうえしまったところなんですけど、あくまでも会計年度だから1年に限るということだと思うんですけども、そういう解釈で、だから1年とするというのは外してもいいんだという解釈……、そうとしかとれないんですよ。

そこは、会計年度2年間ありますという話にはならないでしょうから、だから、再任用を妨げないというのを、ケースバイ出るから、今度は会計年度任用職員の規則の中に再任を妨げないような形で書かれてあるのであれば、それはいいんですけども、何もないとしたら再任はだめよということになっちゃうわけね。ちょっと大きいと思っているんですけども、そこはね。

はっきりと、そこはさせたほうが私はいいと思いました。書いてある。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） こちらは、地方公務員法ですかね。会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日に属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるとなっていますね。

○教育長（大友義孝） 再任は妨げないとなっている。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） ありますね。任命実績を考慮した上で、当該期間の……、任期を更新することができる。

○教育長（大友義孝） 「更新することはできる」なんだよね。だから、継続は大丈夫だと。ですよ。だから、年次有給休暇の繰り越しも認められるということに自動的になるんだよね。（「はい」の声あり）じゃ、間違いない。

○委員（後藤眞琴） ちょっと不安になってくる……

○教育長（大友義孝） 大丈夫です。

○委員（後藤眞琴） ちゃんとこれを規定しておかないとならないですね。それで予習しようと思ったんですけども、基礎資料ないので、できなかった。

○教育長（大友義孝） ただ、後藤委員が今のようなことをしっかり大丈夫なのかということを確認したかったんだろうなということをお聞きしたので、本当にいろいろ調べて、

改正案を出していただいております。

その他ございませんか。御質問。

なければ、質問を以上で終わらして、討論には入ります。討論ございますか。

では、討論に入ります。討論ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、採決に入ります。議案第34号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則について、原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。議案第34号につきましては、原案のとおり承認をいただきました。ありがとうございました。

以上をもちまして、審議事項は終了でございます。

---

その他

○教育長（大友義孝） さきに委員の皆様方に議案等の日程表お上げしておったところでございますが、議案第35号として、この地方公務員法にかかわります関係法律の施行に伴うところの要綱の整備の関係を差し上げていたと思います。要綱の整備に関しましては、教育委員会の議決事項とはなってございません。したがって、その他の中で、その訓令の内容をお示しをさせていただきましたので、こちらは、先ほどの要綱で定めている部分に関してです。

1つは、青少年教育相談員設置要綱というのがあって、その要綱の改正……、私から説明していいのかな。その他に入ることになります。このその他の部分で、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係要綱の整備に関する訓令という部分があって、第1条は青少年教育専門指導員設置要綱というものがあつて、これを一部改正するというところでございます。

それから、ずっと見ていただきますと、第2条というところに教諭補助員配置要綱の一部改正という部分がございます。

それから、一番下に特別支援教育支援員配置要綱というところがありまして、次のページに

なりますと、4条の上の括弧ですが、美里町立学校英語職員特別非常勤講師等設置要綱の廃止ということでもあります。

それぞれ新旧対照表をつけさせていただいておりますので、字句の改正と法律の改正による条項の改正、それも先ほどの規則の改正と同じような扱いを改正をしていきたいということでございました。

規則の改正、改廃する場合は、委員会の承認を頂戴することになりますが、規則、要綱等のことに関しましては、それに準じた形で改正をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 現行では設置要綱となっているものを、第1条で、この訓令はと、今度要綱にしましたけれども、もともと設置要綱となっているものをあえてここは一段下げるような考えなんですか。訓令って。（発言あり）

○教育長（大友義孝） これはですね、要綱というのは名称なんですよね。ですよね。訓令というのは、制定の告示といいますか、制定の方式なんです。方式。この訓令の中にも訓令乙、訓令甲という部分がありまして、ちょっとめんどくさいんですが、資料ついてましたよね。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） ⑤のページめくっていただいて、「後で見てください」の声あり）

○教育長（大友義孝） 形式上のやり方という部分の意味なので、名称ではないから、それを要綱というのは、何々要綱というのは名称ですから、それに改めるといふもの。すみません。当時つくったとき間違っていた……ですけれども、そういうことでございます。

正式なものにしていくということで、改めさせていただきたいと思います。

○委員（後藤眞琴） それから、補助、学校教員補助員配置要綱ね、そこの第4条のところで先ほど言ったように、任用職員、この勤務時間は規定がなくてもいいんですか。これ1年とするということで、「ああ、そうですね」の声あり）時間はいいんですね。前は35時間となっているんですけども、

○教育長（大友義孝） そうですね。35時間。時間は決めたんだよね、時間はね。決めてはあるんです。規定……、町の規則で決めていた……、決めるとすると週何時間とかという形になるんですかね。1日何時間じゃなかったと思うんです。1週何時間、25時間とか、そういう定め……

○委員（後藤眞琴） そういう規定があるんですね。

- 教育長（大友義孝） 特にそれは……、こちらはないですね。週何……
- 委員（後藤眞琴） これは同じように、特別支援教育支援員配置要綱の一部改正のところもやはり5条で勤務時間は触れていないんですよ。（「はい」の声あり）
- 教育長（大友義孝） フルタイムとパートタイムのようなんですけれども、フルタイムは職員と同じなので、7時間45分のフルタイム勤務で、それ以外はパートタイムというのは、フルタイム以外の時間だから。週、例えば週30時間未満、週25時間未満とかとう定め方があるんですけども、それは、予算上ではそれがはっきりはしていたんですけども、規則上の規定というのは特にはないんですね。今は。（発言あり）ないですね。（「現行では1日5時間ということで、週25時間ですかね」の声あり）
- 委員（後藤眞琴） その規定はあるんですか。（「今はないです」の声あり）
- 委員（後藤眞琴） これ、週のその時間でいくと雇用保険に加入しなきゃならないとか、いろいろな制限が出てくるんですね。週何十時間以上だとか、決められるような仕組みになって、間違いなくフルタイムじゃないということにすれば、7時間45分ではないということですね、1日ね。だから、週にする場合に何十時間、ちょっとその辺が私もわからない。予算上は週何時間となっていますね。
- それを規則で置いていなくても大丈夫だということの確認ですよ。
- 教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 大枠として、そうですね。大枠としては、美里町の会計年度任用職員をそこで定めていて、その中身で新たに詳しく、例えば週30時間、週20時間というのもある程度決めたいのであれば、このこちらのそれぞれの規則の中で設けるということも可能ではあります。
- 委員（後藤眞琴） 先ほどの学校教育専門指導員設置規則では、週35時間以内にするとなっていますね。
- 教育長（大友義孝） それが抜けてしまうとフルタイムになってしまうという。
- 委員（後藤眞琴） 今までは40時間以内を変更して。
- 教育長（大友義孝） 35時間だから、フルタイムではありませんよという意味なんですよ。境目は要らないのかということ、週25時間以内とするとかというのが必要じゃないかということの部分ですよ。（「うん」の声あり）それを除いてしまうということ。
- そこを加味して、規則等を直せるのかということになると思うので……。
- 教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 週何十時間ということ盛り込む方向でもう一回見直してみます。

○教育長（大友義孝） 入っていますね。第4条青少年教育相談員は週35時間以内とすると。入っているよね。それから、教員補助員さんの部分はない。

○委員（後藤眞琴） 部活動指導員の場合は、ほかに規則があるというので入れていないという考え方ですよ。先ほど。

○教育長（大友義孝） これ、教員補助員さんと特別支援員さんの部分については、週25時間以内とするとか入れておかなければならないんですよ。規定ないね。そこを確認して、入れなくてはならないのであれば、ちゃんと入れるようにしたいと思います。

では、申しわけございません。そのように、整理はさせていただきたいと思います。

では次に、行事予定、もう少しおつき合いをいただきたいと思います。

行事予定の部分でございます。説明したほうがいいですか。（「はい」の声あり）

行事予定表をお配りしている部分なんですけど、4月2日、空欄になっていると思うんですが、急遽会議が入ってきまして、

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） すみません。資料差し替えしましたので、今日お配りしてます。

○教育長（大友義孝） 4月2日は入ってるの。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） はい、入っています。

○教育長（大友義孝） 私はないです。いいです、いいです。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 4月2日に市町村教育委員会教育長・担当課長会議、15時から県庁2階講堂ということで、備考欄は、教育長ということで記入させていただいております。

○教育長（大友義孝） わかりました。

そこで、委員の皆さんとここで協議をしなければ、させていただきたい部分があるんですが、予定表を見ていきますと、一番最後に書いてあるんですけども、教育委員会の定例会をいつにするかという部分もあるんですが、28日のところに退職並びに転出入教職員歓送迎会というのがあるんですね。4月28日、これをやるつもりでしたんですけども、今の状況から見ると、中止せざるを得ないのかなと思わしていたところなんですけれども、中止することではいかがでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、これは中止をさせていただきたいと思います。

それから、直近では3日の日になんごう保育園の入園式もある、入所式もあるわけですが、教職員の宣誓式があります。これの今現在はやるつもりで名簿等の整備もしているわけなんですけど、かわってこられる先生は、宣誓書という部分の提出をしなければなりませんので、それをいただく機会はあるんですが、ただ、それを何となくここでもらわなきゃならないということでもなくて、校長先生がそれを受領するというやり方もあるんですね。

ただ、かわってこられる先生方と面識、面談というか、対面するという機会が全く無くなるんですね。そうしちゃうと。で、必要最小限のあり方ってどういうことがあるのかなと、今検討している最中なんですけれども、既に町長、副町長、議長に御案内は差し上げておりますし、教育委員会の皆さんにも宣誓式には出席をいただきたいということで考えてはいるんですが、やるかやらないかということ言えば、やらざるを得ないと私は思うんです。ただ、そのやり方にちょっと工夫が必要なのかなとと思っているところなんですけれども、といいますのは、宣誓式の日にはいろいろな会議をやることになっているんです。どうぞ。

○委員（成澤明子） いいですか。3日という日は、学校は物すごく忙しい、もう迎えるための準備というのがすごくある日取りだと思いますね。

けれども、新任地に来たんだからということで、皆さんとお会いするという、それはすごく意味はあると思うんですけれども、私はコロナのこともあるし、無理して開催することはないのかなと思います。

○教育長（大友義孝） そうですね。やる必要性はわかるんですけれどもね。悩みどころ……

○委員（後藤眞琴） 教育委員を引き受けて、宣誓式というの、こういうものもあったのかというところなんです。必要性があるのかどうかといたら、余りないんじゃないかという感じが強いので、もしかわるものがあつたら、やらないでできないものかなと。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○委員（成澤明子） 確かに、初めてこの美里町というところに赴任してきて、私はこの職務に一生懸命やりますということを代表の方が誓いをして、そしてなおかつ、教育長さんにお話を聞くという、そういうことではすごく意義深い日ではあると思うんですけれども、でも、このコロナの災いということも考えると、割愛してもいいのかなと思います。

○教育長（大友義孝） それにかわる方法として、それぞれの学校に転入されてくる先生方がいらっしゃるわけですから、これから学校が始まった後でも私が学校を回って、新任の先生や転任された先生とたった10分でもいいですから、面談する機会をとれば、それで、委員の皆さんの御理解を得られるのであれば、そういった形で今年はやってみるというふうにはしたいと思

いますけれども、どうでしょうか。その方式でよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、宣誓式は今年中止すると。かわりに、それにかわるものは、いずかの時点でさせていただくと。そういうことを検討しているので、中止にしますということによろしいですね。

御案内させていただいている町長とか議長さんにも御遠慮、中止にすることになりましたと丁寧に文書でお願いします。

ありがとうございました。

○教育総務課課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 教育委員さんには、お手元に御案内は差し上げていました。そちらのほうは取り下げということでよろしいですね。

○教育長（大友義孝） ということで、今回は特別な事情があるので、こういうふうにさせていただきたいと思います。

そこで、教育委員会の定例会は何でかんでしなきゃならないと思いますので、その日程でございますが、どうでしょう。22から24までの間でなければなんて思っていたんですけども、このように行事予定は今のところ何も入っていないので、都合の悪いところありますか。木曜日か金曜日のほうがいいですね。留守先生ね。（「お願いします、ぜひ」の声あり）どっちがいいですか。木曜日がいいですか、金曜日がいいですか。

○委員（留守広行） どちらかといえば木曜日のほうがいいですね。

○教育長（大友義孝） 木曜日、23日ですけども、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）では、23日の午後1時30分に教育委員会の定例会をさせていただきたいと思います。

では、もう1点だけ。小学校、それから中学校、幼稚園の入学式については、先ほど方式については行ったところでございますが、卒業式と同じようなやり方で進めるということになります。

そこで、教育委員会からの祝辞といいますか、それはまたメッセージ方式になるかと思いません。

ただ、小学校のほうについては、6校あるので、委員の皆さん方はそれぞれ出たいただかないと全部が埋まり切らないということになりますので、予定表のとおりでいきたいと思いますが、あとは、中学校のほうについても私以外のところは委員さんお二人ずつなんですが、話し合いの中で、お一人ということもあるんでしょうけれども、その辺のところを委員さんの話し合いでお願いいたします。（発言あり）

じゃ、逆にいきますかね。こごた幼稚園は留守委員さん。（「はい」の声あり）ふどうどう幼稚園は（「私、幼稚園だと助かるんです」「今幼稚園でしたよ」の声あり）大森委員はふどうどう幼稚園。

○委員（大森真知子） いいですか。じゃ、私行きます。ふどうどう幼稚園。

○教育長（大友義孝） では、中学校のほうは、小牛田中学校は留守委員さん、いいですか。（「はい」の声あり）不動堂中学校がそうすると成澤委員さん。（「前回2つ行っていただいたので、私が行っていいのであれば私行きます」の声あり）2人して行くという手もあるんだよ。（「いいです」「じゃ、お願いします」の声あり）じゃ、大森委員にお願いします。（「はい」の声あり）南郷中学校に成澤委員に行ってもらってもいいんだっちゃ。

午前の部は、みんなで出ていかなきゃならない小学校なんですけれども、都合が悪い場所とか、場所がいいんでしょうけれども、都合が日程的に都合があるということありますか。（「今のところない」の声あり）

これ、不動堂小学校9日なんですよね。町長も出る気ない。両方行くということね。（「両方お願いいたします」の声あり）はい。頼まれたら引き受けなきゃならないな。

○教育次長（佐々木信幸） その場合は、青生小学校に教育長でよろしいですか。

○教育長（大友義孝） そうだね。

○教育次長（佐々木信幸） では、青生小学校、不動堂小学校、2カ所、教育長ということでもよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） はい。責任を持って出席させていただきます。

じゃ、以上のように、またお願いいたしますね。委員の皆さん。申しわけございません。

では、その他の中でもう1枚だけ、マル秘というふうに書いてあります公立高等学校の入試の発表です。今年度の進学、そして、その状況ですね。後でこの資料、ご確認のほうお願いしておきます。

その他ありますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません。私のほうからでございます。

今お渡ししたのは、A4判のものがこの現時点での事務レベルでの調整をして、総合計画、総合戦略ということで、教育委員会部局、まちづくりと連携して今まで進めてきておるんですが、それを企画財政課のほうに上げて、企画財政課のほうからそれを修正したものを、ひとつそれを私確認、大変申しわけないんですけれども、それ確認できていないんですが、こちらか

ら出したものを修正したということで、うちのほうにまた戻していただいたものです。

それで、4月に入ってから策定委員会、課長等々が集まって、教育長も入っておりますけれども、策定委員会というのがございまして、それが4月に開かれる予定になっております。

それで、今の予定ですと、5月以降に住民説明会を開催する。たたき台をつくって、住民説明会をします。その後に、審議会を立ち上げて、内容の審議をしていくというようなスケジュールになってございまして、これは全くまだ教育委員の皆様にお見せしていないものでございます。

それ、本当はこの後にほかの分野のものも入っておるのですが、とりあえず全体的な部分とあと教育委員会に関する部分ということで、とりあえずおつけしているものでございます。

それで、全体的な考え方から、まずは教育委員会に関する部分ということでおつけしておりますので、これをちょっと見ていただきたいなということもありまして、この内容について何かありましたら、御意見等々いただければ非常にありがたいなというふうに思っているところでございます。

それと、このA3判のものにつきましては、これまでちょっといろいろ作業してきました、整理してきたものでございます。これは、国の教育振興基本計画の体系に合わせて調整をさせていただいて、事業の名称、あとは現状と課題、計画事業内容ということで整理をしているものでございます。

それで、私ちょっと確認したのですが、これとこの教育委員会で作業しているこのA3判のものは、大分内容が変わっているなど。企画のほうに手を入れていただいたなというところがございます。

私内容の整合性をとらなければならないので、ちょっとあと今後確認をしたいなと思っておりますので、ちょっと表現の仕方とか、あと漢字の使い方、例えば教育委員会部局であれば、子供というのは漢字であらわすということになると思うんですが、これには全て「こども」の「ども」は平仮名で書いてあると。それは、話がありまして、全体的な調整の中で町長部局としてはそういう使い方で統一してあるというような話がありまして、私のほうからは、教育委員会のほうとしては、漢字だけれどもということでお話はしたんですけども、そういう形で統一したいという話がありまして、とりあえず内容についてはそういうふうになっております。

ただ、こちらのほうは漢字になっていて、A3判のほうは漢字になっていると思いますが、こちら町長部局で調整したものについては、平仮名になっているということになっていると思います。

それで、これが教育振興基本計画を令和2年度までですので、今の教育振興基本計画がですね。令和3年度から新しい教育振興基本計画になりますので、その策定もしていかなければならないということで、基本的にはこのお渡ししたものがベースになっていくというようなところでございます。

それで、一応それぞれの担当に内容をつくっていただいておりますが、ちょっと調整をすべきところが多々あるのではないかなというふうに思っているところでございます。

まだ十分なものではないというところでございますので、ぜひ御意見をいただきながら、内部でもしっかりと中身を再度確認しながら、ちょっと進めてまいりたいなということで、いずれ総合計画よりも先に教育振興基本計画を策定する必要があるのではないかなというふうに思っております。そして、教育振興基本計画と総合計画の整合性はびたっととっていくと。同一のものにしていくということで進めさせていただきたいなと思いますので、今後も動きがいろいろあると思いますので、その都度情報をお出ししながら、あとは調整をさせていただきながらということを進めさせていただきたいと思いますので、ぜひ御確認の上御意見をいただけると助かるというところでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、その他、全て終わったということの確認でよろしいですか。事務局からはありますか。

○委員（後藤眞琴） 僕、昨日町民の方から電話いただきまして、この総合計画は何に基づいてつくるのか、総合戦略というものは、総合計画と同じものでいいのかどうかということをお質問受けまして、それで、今ちょっといただいた序章というところを見ますと、これ総合計画を何に基づいてつくるのかということは、ざっと見たところでは書いていなく、総合戦略については、このまち・ひと・しごと創生法に基づいてつくっているんだということですので、その辺のところ、総合計画をつくっている根拠、その辺きちんと説明できるような、どういうふうにつくったか、どういうことに基づいてつくっているのか、総合計画と総合戦略が同じものでいいのかどうか、その辺のところ出席される方、総合計画策定委員会で協議していただいて、説明できるようにお話し合いをしていただきたいと思いますなと思いますので、よろしく願いします。

○教育長（大友義孝） では、次にも会議ありますし、これは地方自治法の改正のときからいろいろと作成趣旨というのは変わっていると思うんですね。だから、その辺のところから発端が来ていると思いますので、ちょっとその辺を確認させていただきたいと思います。

では、以上でよろしいですか。

では、ありがとうございました。

今日も時間、私の時間では定刻どおりに終わったと思っておりますが、もう少し早目にできる工夫をまだまだしていきたいというふうに思います。

実は、ここで最後に、閉めたいところでございますが、先ほど承認をいただきました教育委員会職員の人事異動につきまして、教育次長がこのたび町長部局のほうに転出していかなければならないという辞令を公布しなければなりませんので、多分教育委員会の皆さんは最後にあるかなと。会議の上ではですね。どうぞ、御挨拶をお願いします。

○教育次長（佐々木信幸） わかりました。今お話のありました、先ほどの議案第25号議決いただきましたので、異動することが決定してしまいました。4月1日に異動となりまして、会計管理者ということで、会計課で勤務することになりました。

思えば2年間という期間でした。本当にあっという間だったなというふうに思います。来る前から教育委員会というところはなかなか難しく大変なところだよというような話はよく耳にしておりましてけれども、来てみるとやはりそのとおりで、なかなか大変な職場だなというのが実感でございます。

ただ、去年から教育総務課長ということで佐藤功太郎さんにお務めいただくようになって、私は1年間余りできませんでしたがけれども、徐々に職員の勤務時間なども短縮できるようになって、改善されてきたかなというふうには思っております。

それから、今回の異動で私は別なところに異動なりますけれども、教育委員会事務局としては、職員数が1人ふえますので、そういったところでは、またさらに職場の皆さんにはいい環境になっていくのではないかなというところで期待をしております。

私は、余り自分のことを振り返ると、余り貢献できなかったかなと思って、教育長の足を引っ張っていたんじゃないかなというふうに、ちょっと反省するところあるんですけども、何とか2年間お務めさせていただきました。

あとは、教育委員の皆様が本当に子供たちのために日々いろいろと御協力いただきまして、ありがとうございます。

こういった定例会、それから臨時会、それに加えて町民との意見交換会、本当に時間を割いていただいて御協力いただいて感謝を申し上げたいと思います。

この教育委員会というところは、本当に複雑な形でいろいろなことが決定されるので、私たちもなかなか戸惑うところもありますけれども、皆さんの協力で成り立っている組織でございますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

2年間どうもお世話になりました。ありがとうございます。（「ありがとうございました」の  
声あり）

○教育長（大友義孝） 突然の御挨拶を頂戴いたしました。（「ありがとうございます」の声あり）

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、令和2年3月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後6時05分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和2年4月23日

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_